

平成30年度

松山市

移住者住宅改修支援事業

空き家の有効利用や移住者の住まいを確保し、子育て世帯及び働き手世帯の定住を促進するため、県外移住者が行う住宅の改修等に対して補助を行います。

【補助対象者】

- ・平成28年4月1日以後に愛媛県外から松山市へ移住した者
- ・子育て世帯(世帯構成員に同居する中学生以下の子供がいる世帯)又は働き手世帯(世帯構成員のうち少なくとも1人が50歳未満の世帯)
- ・交付決定した日から補助対象事業を行った住宅に5年以上居住する者

【補助対象住宅】

空き家バンク等(愛媛空き家情報バンク、離島の空き家、町家バンク)に登録された一戸建て住宅で、購入又は賃借したもの

【補助内容】

【改修工事】

- ・補助対象工事額(税別)の2/3
(県:1/3、市:1/3)

〈働き手世帯〉

補助上限:200万円

《県100万円、市100万円》

〈子育て世帯〉

補助上限:400万円

【家財道具の搬出・処分】

- ・家財道具の搬出・処分費(税別)の2/3
(県:1/3、市:1/3)

〈共通〉

補助上限:20万円

《県10万円、市10万円》

受付期間

平成30年

6/11 (月)

～

平成30年

12/21 (金)

※予算終了次第、締め切ります

【補助対象工事】

木工事：部屋の増改築、内壁の変更等

屋根工事：屋根のふき替え、雨漏りの修理、屋根瓦の補修等

建具工事：建具の取替、シャッターの取付、部品の取替等

内装工事：床・壁・天井のクロス張替等

外装工事：外装の改修、張替、塗替、コーキング補修等

塗装工事：屋根及び外部鉄部の塗替等

その他（一般的なりフォーム工事）

左官工事、給排水工事、電気設備工事、エクステリア工事、省エネ設備工事、外構工事

※空き家の改修に要する費用が50万円未満である場合又は家財道具の搬出等に要する費用が5万未満である場合は、補助対象となりません。

【申込み】

【ご注意ください！】 予算終了しだい受付を締め切ります。

- ◇ 申請書は、住宅課（市役所本館 7階）・市ホームページにございます。
- ◇ 受付期間内に下記の受付場所へお持ちください。（郵送不可）
- ◇ 申請は、工事の内容がわかる方であれば、代理の方（委任状要）でも構いません。

受付期間

平成30年6月11日（月） ～ 平成30年12月21日（金）

受付場所

松山市役所 都市整備部 住宅課（市役所本館7階）

受付期間

月曜日から金曜日の 8時30分 ～ 17時00分
（市役所の開庁時間とし、土・日・祝日を除く）

申請書類

1. 補助金交付申請書（様式第1号）
2. 補助対象事業を行う空き家の全景及び施工予定箇所の写真
3. 住民票の写し（世帯全員）
4. 松山市の市税を滞納していないことを証する書類（完納証明）
5. 補助対象事業を行う空き家の登記事項証明書又は売買契約書若しくは賃貸借契約書の写し
6. 補助対象事業の見積書（施工業者の印が押印されているもの）
7. 補助対象工事の内容が確認できる図面（平面図、立面図等）
8. 暴力団排除に係る誓約書（様式第2号）
9. 補助金交付申請後の居住に関する誓約書（様式第3号）
10. 確認済証（建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項又は第6条の2第1項に規定する確認済証をいう。）の写し
※確認済証が必要な工事を行う場合に限る。
11. 振込先、銀行等口座番号確認書
12. 空き家バンクに登録していた事を証明する書類
13. 委任状（代理申請を行う場合）

事業・申請に関する問合せ先

松山市 都市整備部 住宅課

TEL：(089) 948-6349

FAX：(089) 934-1807

E-mail：juutaku@city.matsuyama.ehime.jp